

「日本・韓国間の漂流の歴史と竹島問題」

杉原 隆

はじめに

朝鮮半島と日本列島とは、狭い海域をはさんで至近距離に位置するため先史時代から相互の交流が存在したと考えられる。人類学者直良信夫氏は「山陰の沿岸には対馬海流が一日十～百キロの速度で流れている。この海流にのると、ひとりで山陰から北陸にかけての海岸にたどりつく。山東半島から船を出しても、朝鮮半島からこぎ出しても潮の流れ方と船の操縦のコツさえのみ込んでいると日本にたどりつくのはなんでもないことだと教えてくれた人がいる。」、広島大学元教授松崎寿和氏は「朝鮮半島からたえずやって来た人たち、弥生文化を身につけた渡来者たちは（中略）対馬暖流に乗れば山陰地方へは一番たどりつきやすい。」、朝鮮民主主義人民共和国の学者金錫享氏は「古代における大陸から日本列島への航路は大きく分けて二つの道、すなわち北九州への道と出雲への道であった。」とそれぞれ朝鮮人の日本来航の古さと数的な多さを示唆される。一方逆にリマン寒流や風を利用した帆船により日本人が朝鮮を訪れたり、漂着することも数多くあった。江戸時代の初期竹島問題に関わる米子の大谷家、村川家の毎年交代での七十余年にわたる鬱陵島への渡海もその一つだし、韓国の研究者李薰氏が整理された近世の日本人の朝鮮漂流は114回、人数にして1049人となっている。筆者も過去に発表した小論「日朝交渉史における山陰海岸の位置」、「同補遺」で山陰地方に限っての日本、朝鮮の交流史をまとめたが、今回竹島問題を漂流、漂着からみた視点で新しく整理してみたい。

1、于山・茂陵島等按撫使金鱗雨船の浜田漂着

朝鮮から日本への漂着船については、西暦720（養老4）年編纂の『日本書紀』を始めとする六国史に数多く記載されている。またこれに対応するように774（宝亀5）年に出された「放還流来新羅人事」という太政官符令には「新羅國人時有来着。或是歸化。或是流来。凡此流来非其本意。宜每到放還以彰弘恕。若駕船破損。亦無資粮者。量加修理。給粮發遣。（中略）自今以降。立為永例。」と漂着の度に広く恕（じょ・思いやり）の精神で船が破損しておれば修理し、食料がなければ支給して帰国させること、この法令は今後日本において永遠に守るべきものとするとのある。

こうした日本側の対応がなされている中で1425（応永32）年現在の島根県浜田市長浜町の海岸に朝鮮人10人が漂着した。この漂着については10人の内の平海人張乙夫の報告が『朝鮮王朝実録』の「世宗実録」に記載されている。それによると按撫使金鱗雨に随って茂陵島（鬱陵島）に向かっていたところ、二艘の内自分等46人が乗っていた船が突風に合い破船し、36人が溺死し船に積んでいた小船に乗り移った10人が日本の石州長浜へ漂着した。その地の領主順都老は彼等を丁重に扱い30日間逗留させた。順都老については中世の日朝交流史の研究者関周一氏は語音から周布殿（すふどの）と解されている。その後順都老は対馬まで護送し対馬の有力者左衛門太郎に朝鮮への彼等の帰国を依頼した。左衛門太郎とは対馬の海賊首の早田左衛門太郎のことで彼もまた丁重な扱いで彼等を無事帰国させた。当時の朝鮮国王世宗はこの報告に感激し、すぐ順都老と左衛門太郎の所へ礼物を持った使節を派遣すると共に朝鮮国との通商権を与えた。日本側の史料である『萩藩閥閥録』から石見の雄益田氏の庶子家周布氏の当時の頭首は周布兼仲であったことがわかる。そして「世宗実録」には兼仲が6回通商の為朝鮮へ船を派遣したこと、その子兼貞は8回、孫の和兼は33回派船したとあるが、最近の藤川誠氏や長節子氏の研究から兼貞と和兼の場合は対馬の者が二人の名をかたって対馬から朝鮮へ派遣した偽の使節も含まれることがわかっている。

さて、張乙夫等の漂流のいきさつを調べていくと竹島問題にかかわる内容が浮上してくる。すなわち彼等を含む数十人の人を率いて二艘の船で于山・茂陵島等按撫使なる職の金鱗雨が于山島（韓国の研究者が現在の竹島と主張している島）と茂陵島（現在の鬱陵島）に向かっていった時の一艘の遭難事件である。「太宗実録」、「世宗実録」やソウル大学の慎鏞廈（シンヨンハ）教授の著書『史的解明独島（竹島）』等によると軍役や徴税を忌避してこれ等の島へ逃亡する者が多数存在したので朝鮮王国では1417（朝鮮暦で太宗17）年から空島政策を開始しこの島にくわしい三陟人金鱗雨を按撫使（慎教授の著書の日本語訳では行政管理責任者と訳されている。）に任命した。金鱗雨は太宗時代に2回鬱陵島等に渡り島に居住していた者達を連れ帰ったが世宗時代にも三度目の任務として1425（世宗7）年に出発したのである。金鱗雨の乗った方の船は無事島に着き、20名の逃亡者を捕えて帰国し国王にはもう一艘は日本の方角へ漂流して行ったと報告している。これに対し国王世宗はその船は難破したに違いないとして死者に対する招魂致祭を命じている。この于山島と茂陵島を指して一部が浜田の長浜へ漂着したこの出来事に、いわゆる竹島問題に関する二つの疑問点がある。一つは軍役、徴税を忌避して逃げ込む者達の場所于山島が草木や飲料水も無い岩礁からなる竹島とは考えられないこと、次に「世宗実録」の世宗七年十月乙酉条の「于山・茂陵等處安撫使金鱗雨、搜捕本島避役男婦二十人」の本島の解釈についてである。ソウル大学の慎教授はその著で本島とは属島を持つ中心の島を意味し、ここでは茂陵島のことで于山島が属島であることも同時に示しているとされている。この見解は韓国の研究者に于山島である竹島は鬱陵島の属島であるという論拠として定着している感がある。しかし筆者が『朝鮮王朝実録』全体から現在確認している45例の本島はすべて「本」はもと、はじめの意味で「本島」とははじめに記した島、その島のように最初に記した具体的島名（一部は場所）を繰り返し記す場合代名詞のように使用されており、本島が属島を持つ島として使用されている事例は全く見い出せなかった。例えば「対馬島宗峻使送倭人等、告還本島（対馬島）。上命饋之。」（「世宗実録」）、「一岐（壱岐）州人則已還本島（一岐州）」（「世宗実録」）、「龍福以為渠本居東萊。為省母至蔚山。適逢僧雷憲等。備說頃年往来鬱陵島事。且言本島（鬱陵島）海物之豐富。雷憲等心利之。」（「肅宗実録」）等がそれぞれである。この問題については、『朝鮮王朝実録』をさらに精査して竹島問題の論拠の整理に務めたい。

2、美保関の馬多三伊等七人の朝鮮漂着

近世における最初の日本人の朝鮮漂着は美保関の馬多三伊（又左衛門か）等七人の漁師である。対馬藩の松浦儀右衛門、越常右衛門が1726（享保11）年編纂した『竹島紀事』に「元和二年雲州三保関ノ人七名竹島ニ至リ漁獵シ風ニ逢ヒ朝鮮ニ漂着ス。朝鮮礼曹参議書ヲ宋（宗）氏ニ与テ之ヲ護送ス。」とある。また外務省の北澤正誠がまとめた『竹島考証』にも「禮曹参議與書於弊州、以送返漂民之事、総三度矣、其中七十八年前書云、倭人馬多三伊等、住居三尾関、而往漁于鬱陵島（以下略）」とある。朝鮮側にも『朝鮮王朝実録』の「光海君日記」、「肅宗実録」や李孟休の『春官志』に馬多三伊の漂着に関する事実、日朝の善隣友好による対応として記載されている。その他この漂着については池内敏氏がその著で漂着場所を江原道平海と推察され、韓国の李薰氏はその論文で送還されたのは1618（元和4）年とされている。美保関の地元に残る江戸期の史料「横山家文書」等から目下この漂流に関する記録は発見されていない。

この漂流事件が竹島問題から見て重要なのは、江戸時代の初期美保関の漁師が鬱陵島沖で漁業を行っていた事実である。

馬多三伊等が朝鮮へ漂着した1614（元和2）年の年号の序文から始まる朝鮮の李光が書いた『芝峯類説』には「近聞、倭奴占拠磯竹島、或謂、磯竹即蔚陵島也。」と当時日本人が鬱陵島へ進出し同島を磯竹島と呼んでいることが記され、また同じ年の光海君六年の『朝鮮王朝実録』の記事には「今者、島倭猶欲来居鬱陵島、又送書契」と対馬藩が鬱陵島への島民居住を欲したり、それに関する書状を送ってくることを書き留めている。このことは江戸幕府の外交記録である『通航一覽』も「宗対馬守義智より朝鮮国東萊府使に書を贈りて、竹島（鬱陵島）は日本属島なるよしを諭せしに、彼許さず、よりて猶使書往復に及ぶ」とこれに符合する内容を載せている。なお東萊府とは釜山に近い東萊の地にある朝鮮国の外交を中心とする行政の出先機関であるが、その役所の記録である『東萊府接倭事目抄』の1614年6月の條に「倭船三隻、称以探問磯竹島、持路引出来、問島何在」と公的な証明書を持った日本船三隻が、磯竹島はどこにあるかを問うたとあり、馬多三伊等七人の美保関の漁師が漁をしていた近くの鬱陵島ではブレ竹島一件とでも呼んで良い状況があったことになる。

またまもなく江戸幕府の許可を得て米子の大谷、村川家が鬱陵島に現れることになるが大谷家文書によると両家の船は米子を出発すると美保関の外港である雲津で準備を整え、毎回出雲の者2、3人を乗員に加え隠岐に向かったとしているが、彼等は馬多三伊のような鬱陵島への航路を熟知している漁師達で水先案内人の役目を担っていた可能性が十分考えられる。

3、大屋（谷）甚吉の鬱陵島漂着

米子の大谷、村川家が70余年交代で鬱陵島へ出掛けることとなった端緒は、大屋甚吉の鬱陵島漂着による。大屋（谷）家については大谷文子氏がまとめられた『大谷家古文書』の「大谷家の系譜」によると但馬国大屋谷に居していた和田九右衛門尉良清が始祖でその孫玄蕃尉勝真が現在の鳥取県会見郡の尾高城主杉原盛重に仕え、姓を大谷に変えたという。彼は家老の上席にまで身を置くが途中で武士を捨て隠士となり祖先の墓所である大屋谷に帰り死去している。その玄蕃の甥が甚吉で町人として米子の灘町で廻船業を開始した。大屋は屋号だという。彼は北陸奥羽へ米や酒等を運ぶ家業に精を出していたが元和三年越後より帰帆の途中、暴風に会い漂流し鬱陵島へ漂着したという。漂流したという元和三（1617）年については、内藤正中氏が北澤正誠の『竹島考証』に記された「元和二年伯州米子町人、大谷甚吉、村川市兵衛ノ二人、竹島渡海ノ事ヲ官ニ請フ」等から漂流はより早い時期の可能性を指摘されている。廻船業で越後からの帰途の漂着については、山陰地方からの廻船業者の来航を数多く記録している新潟県の『上越市史』、『出雲崎町史』には甚吉の名は目下発見出来ない。また朝鮮の史籍にも日本全体から鬱陵島への漂着については甚吉の場合も含めて1例も見い出せない。逆に大社の矢田高当が1801（享和元）年書いた『長生竹島記』には「当時（鬱陵島への渡海が許されていた時期）も千石余の廻船夷ぞ松前行二不量大風二被吹出し時八これぞ聞伝ふ松島（現在の竹島）哉と遠見す、本朝西海のはて也」と西廻りの北前船が鬱陵島、竹島近くを漂流した可能性を記している。

さて、甚吉の鬱陵島での行動については、『大谷家古文書』に所収される「竹島渡海由来記抜書控」に「甚吉全く島を巡り越し方等熟思す、朝鮮国より相隔る事四五拾里、人家更に無く土産所務の品之れ有り、姿や渡海の勝手相考え日を経て漸く湊山下に帰帆す」や鳥取藩文書の「竹島渡海禁止並渡海沿革」21に「島は隠岐の西北百里計り、朝鮮に五十里周囲十里計り。当時人家無くして山河産物有り、喬木、大竹繁茂し、禽獸、魚、貝、其品を尽す。就中鮑を獲るに、夕に竹を海に投じ、朝にこれを上ぐれば、彼の鮑枝葉を着く事木の子の如く、其の味又絶倫なり、甚吉情を齎して米子に帰る」とある。

これらの記録には当時の鬱陵島には人家無しとあるが、対馬の磯竹弥左衛門なる商人等がいたはずである22。すなわち1617（元和3）年家康の大坂平定を祝賀する為、朝鮮から回答兼刷還使なる使節団が京都を訪れた時、老中土井大炊守利勝と朝鮮人従事官李景稷が会話で「ある人物が秀吉に磯竹島に渡ることを願い出て許可されると大木を伐採し材木として秀吉に贈ったので、秀吉は大いに喜び彼を磯竹弥左衛門と名付た。弥左衛門はその後も渡島を続け、秀吉にも毎年貢租を納めた」ことを話すとこれを聞いた徳川家康が事実確認を求めたと使節団の記録23にある。そしてこれに呼応するように『通航一覽』に「宗対馬守義成、命によりて竹島に於て潜商のもの二人を捕えて京師に送る」とあるし、対馬藩の『対州編稔略』には「元和六年庚申、本国商賈弥左衛門、仁右衛門者密渡海、居磯竹島。捕之可送京都之由、有台命。依之義成君、被遣小田治郎右衛門、阿比留新左衛門、高橋弥左衛門、小島半左衛門、山下五左衛門。小田、阿比留、早速到彼島、捕二人帰了。」と記録されている。大屋甚吉は広い鬱陵島で弥左衛門等対馬人やその居宅の場所を発見出来なかった可能性が高い。また甚吉が帰国後知人の村川市兵衛と幕府に願い出て、鬱陵島渡海を許可されたのは、両家の由緒書に具体的に書かれた1618（元和4）年とする従来の説に対し池内敏氏が連署している4人の老中の内2人は元和4年には老中でなかったことや由緒書の中で年を遡る形で判明した1625（寛永2）年とする説を主張されている24が、渡海許可書に署名した土井大炊守利勝が元和3年朝鮮人から豊臣家一党の磯竹弥左衛門の存在を聞いた磯竹島という島へ甚吉等の渡海を許すとは思えず、磯竹弥左衛門等を捕え徳川政権も安定した寛永期に許可したと考えるのが妥当で寛永2年説を支持する傍証にもなる記録だとも思える。なお大屋甚吉は漂着、幕府の許可を得た後、何回か鬱陵島へ渡り、鬱陵島で死んだと大谷家の系譜は記すが、死んだいきさつ、年月日等はわかっていない。

4、村川市兵衛船の朝鮮国蔚山漂着

1637（寛永14）年米子の村川市兵衛門仕立てで弥三右衛門等36人が鬱陵島での漁を終え帰国に向かう途中で漂流し朝鮮の蔚山鮐魚津へ漂着した。

大谷家と隔年で鬱陵島へ出漁した村川家は「家譜」25によると始祖は尾張の久松甲斐守の家臣山田二郎左衛門正斎である。正斎はある事件で1581（天正9）年切腹している。その子正員は母に従って米子に来住、母の実家が村川姓だったので彼は村川甚兵衛正員と名乗った。正員から3代目が市兵衛正純で大屋甚吉と懇意で共に町年寄であったという。「元和三年甚吉越後より帰帆の時漂流して竹島に至る。（中略）時に幕臣阿部四郎五郎正之検使として米子に在り。甚吉即ち村川市兵衛と共に竹島渡海の許可を周旋せむ事を請ふ。四年兩人江戸へ下り、安部氏の紹介に因り請願（以下略）」と市兵衛正純は大屋甚吉と渡海許可をもらう段階から行動を共にしている。その市兵衛正純が家督を市兵衛正清に譲るのは1656（明暦2）年とされるから村川市兵衛船の朝鮮への漂着は正純の時のことになるが村川氏来歴と記された「家譜」には1666（寛文6）年の大谷船の漂流に関連させて記述する形をとっている。

さて寛永14年の漂流についてであるが、『竹島考証』には「送返漂民之事」の事例として「伯耆州八木子村市兵衛家丁、為捉魚取油、来到竹島」も含まれている。八木子村は当然米という字を二字に分けた誤記による米子村である。また「為捉魚取油」はアシカを捕獲しその油を取ることであるから最初喬木等木材や鮑を中心にして島の産物が後半貴重品になるアシカの油にすでに移行している点も注目される。

この漂着については池内敏氏が対馬の宗家文書や韓国の「漂人領来謄録」、「辺例集要」等の史料から問題点を論文で整理されている。それによると「伯耆ノ国之船、竹嶋二商売二参候船、朝鮮蔚山二流著候」、「磯たけ二参候船、朝鮮二なかれ候」と漂

着の確認出来る内容や、この船が「松平新太郎殿へ参候御連書之写」すなわち幕府から鳥取藩主松平新太郎（池田光政）が受け取った竹島渡海の許可書の写しを所持していたこと、「拾三年以前二、従將軍竹嶋伯耆之殿二被遣候ヲ、村川市兵衛へ被仰付、毎年竹嶋へ渡り申候」や「亦十三年以前、関白前受出竹島、年年往来、捉魚取油為如乎」と寛永十四年から十三年前に渡海許可書を得たとする乗組員の口述等を紹介されている。

韓国の李薰氏は『備邊司謄録』等の韓国内の史料を駆使した論文26に「現在送還の過が確認できる初めての「深处倭（シムチョウエ・対馬島以外の日本人）」は1637年6月蔚山（ウルサン）に漂着した伯耆州の人たちである。取調べによると彼らは八木村（米子村）の住民7人（正しくは36人で7人は美保関の馬多三伊等7人との混同と思われる）で、1634年（根拠が不明）から幕府將軍の許可を得てユン3月（旧暦3月）に竹島（ウルンド）に行つて鰻などの魚介類や魚油を採取した後、6月本国へ向かう途中で逆風に襲われて蔚山（ウルサン）にまで漂着することになったそうである。彼らは、最初は自分たちがどこに着いたかさえ知らなかったが、カッ（朝鮮時代男性の正装用の帽子）を被った人を見て初めて朝鮮だと気づいて安心したという。」や「伯耆州漂民への接応について、東萊府使鄭良弼（チョン・ヤンピル）は朝廷に次のようなことを主張した。彼は1635年日本の石見州に漂着した朝鮮のチャンギの住民が日本からもらった物を朝廷に例示しながら、日本に漂着した朝鮮の人に対する日本側の接待が評判になっているため、日本人漂民も既にそのことを知っているかも知れない。だから日本人漂民に対しても、それに応じた待遇をしなければならない。そこで朝廷はこれにこたえて、朝鮮に漂着した日本人を優遇して送還するよう指示した。」等の記述を紹介されている。1635年石見州に漂着したチャンギ（長？）の朝鮮人達が丁重な扱いを受けたとあるが1634（寛永11）年10月慶尚道の4人の漁民の石見漂着の事例が確認出来るのでその時のことであろう。

この村川市兵衛船の漂流民は対馬藩に引き渡されるが、村川家の「家譜」はこの後に記す寛文6年の大谷家船の漂流にふれて「是ヨリ先村川仕出船朝鮮国蔚山浦二漂着仕、其時又対馬マテ相送ラル。宗対馬守殿ヨリ因州荒尾内匠殿宛ノ来状アリ。文ニ曰ク。庄五郎殿御領分伯州ノ内米子村村川市兵衛御代官弥三右工門、竹嶋渡海仕用相仕廻ル所、六月末帰国ノ時風ニ放タレ朝鮮国蔚山浦漂流仕候処、日本人故朝鮮ニ於テ表別ケテ念入此方ニ相送ラレ候条、彼ノ弥三右工門、與七郎我等ノモノ相添え送り遣シ候。委曲渋川次兵衛可申入間不能一二候。謹言」としている。また1637（寛永14）年8月14日付の対馬藩政史料に「弥三右衛門たちの漂流船に對馬藩から使者を添えて、松平庄五郎（鳥取藩主池田光仲）殿に送り届ける」とある。

5、大屋九右衛門船の朝鮮国長？ 漂着

村川船の朝鮮漂着から29年目に同じように竹島（鬱陵島）から帰る途中で大屋九右衛門勝實の仕立船が朝鮮国慶尚道長？ に漂着した。「一筆申入候、大屋九右衛門、当度磯竹へ渡海船之内一艘、朝鮮国へ放れ、船は破損候得共人は損不申、釜山海より宗対馬殿に送届候旨、対馬殿より殿様大阪御蔵屋敷迄申来候由候（以下略）」は米子城主荒尾内匠守が坂川分左衛門、大脇多左衛門なる人物宛の書状である。

この書状に「渡海船之内一艘」とあるが、その他の関係史料から3艘の船で帰国の途中での遭難で他の2艘は行方不明となっている。『大谷家古文書』を編された大谷文子氏は解説で「往路は拾三端帆の船貳艘で行き、島で十五反帆の船一艘を作つて荷を積み戻っている。」、「乗組員は一艘に貳拾壱人位で、舟頭、かぢ取、水夫の他に海鹿（アシカ）捕りの鉄砲打ちや鮑（あわび）突き、舟大工達も乗せていて、難航海に耐え得る勇氣と体力のある相当の年齢の者達許りであった。」とされている。

また別の史料に「右勝實代寛文六年、竹島渡海之船朝鮮国釜山沖にて破船に及び、船頭水主共恙無く陸へ遊び上る。則ち朝鮮国所々にて御馳走順々に送歸相成る。具は別記に之有略す。朝鮮国王より船頭水主へ餞別目録二通之有り、今に所持致す。則ち左に書頭わす也。」とし贈物の目録に「漂倭処別贈 頭倭一人 白米貳斗 白紙貳卷 従倭二十一名 白米各壹斗 白紙各壹卷 丙午九月日」、「巡察面 漂倭二十二人 白米拾肆石拾斗 大口魚壹百拾尾 清酒貳拾貳瓶 東瓜貳拾貳塊 生鮮貳拾貳束 甘醬陸斗陸升 丙午十月日」があり、朝鮮側の好遇を示している。また大屋船の積荷は「串鮑60連、ミチ(あしか)の皮350張、ミチの油70樽、材木9株」であったがそのまま持ち帰っている。その他今回の大屋船も「御老中様より松平新太郎(池田光政)殿へ遣わされた御状の写」すなわち幕府からの渡海許可書の写しを所持していたことも記載されている。また対馬藩の対応として村川船の帰国時に対馬藩士が同道し送り届けるという文書が残存しているが、大屋船の場合も対馬藩士平田源五郎なる者が付き添い1667(寛文7)年2月22日大坂で鳥取藩側へ引き渡している。鳥取藩と対馬藩とは1693(元禄6)年大谷船が鬱陵島で朝鮮人と遭遇し安龍福と朴於屯を鳥取へ連行し尋問した時、鳥取藩が二人を対馬藩へ引き渡すべく長崎まで陸路護送したり、1696(元禄9)年安龍福等の再来藩の時には、幕府を介して対馬藩へ通詞の派遣を要請し、対馬藩から4人の通詞が因幡国用瀬(もちがせ)まで急ぎ駆けつける等竹島問題に絡んでの関係が続いている。なお大屋船の帰国時、1666(寛文6)年7月12日江原道三陟漂着した隠岐の漁民1人も一緒に送り帰されている。

6、朝鮮咸鏡道船、鬱陵島経由で石見州喜阿弥浦漂着

1862(文久2)年10月10日、石見の善阿弥浦、恐らく現在の益田市喜阿弥へ現在の北朝鮮の地である咸鏡道明川の居民11人と慶尚道慶州の居民2人が漂着している。この漂着については、対馬藩の『両国往復書牘』、韓国史料の『同文彙考』、『東萊府啓録』から池内敏氏が同年閏8月24日咸鏡道明川居民11人が同道德源へ海菜商売のために向かい永興府外洋で漂流して鬱陵島に着き、島に居た慶州人2人を乗せ10月2日鬱陵島を出発したが再び漂流し日本の石見州に漂着したことをその論文でこれまでに紹介されていた。27

2005(平成17)年9月18日鳥取市での鳥取県立図書館「環日本海交流室開室10周年記念事業」での「シンポジウム 東アジア世界の交流と波動」で韓国の研究者李薫氏は「慶尚道の慶州人のなかには、鬱陵島(竹島)に人参を採取しに行ったところ、日本に漂着することとなったと述べ、漂流と商行為とのかかわりをうかがわせる史料もある。」と口頭報告でこの漂流の背景に迫られ、朝鮮時代に人参は個人で独占的にする経済活動の採取が禁じられていたため、鬱陵島の竹やあわび・人参などの商品価値が朝鮮沿岸住民らの鬱陵島渡海を促し、交流の一形態として漂流の背景になっていることを考察する必要があると語られた。

鬱陵島の人参は磯竹(いそたき)人参と呼ばれ、薬用植物として貴重なものであった。興福寺多聞院の英俊が書いた『多聞院日記』には1592(天正20)年5月19日の条に「防(伯)耆ヨリ弥七来ル」、「いそたき人参三両、釘少持来」と伯耆の弥七なる人物が七十八才になる英俊の健康維持のため、いそたき人参を土産にやって来たことを記している。また1722(享保7)年幕府が鳥取藩に対して、竹島の件を照会してきた時の回答書の写しである「従江戸御尋書之写」には竹島の物産も記しているが、草之類の筆頭は「ニンジン」である。近世の朝鮮からの漂着船が鬱陵島等の物資を積み、密貿易の要素を背景にもっていたという李薫氏の指摘は今後新しい研究課題となると思われる。

7、石州漁師柴田太平等七人の鬱陵島漂着

外務省の北澤正誠がまとめた『竹島考証』は、外務卿寺嶋宗則が1880（明治13）年鬱陵島の現地調査を命じ軍艦天城が出動した時の調査の経過が記録されており貴重であるが、後半には1877（明治10）年に島根県士族戸田敬義が提出した「竹島渡海之願」を始め鬱陵島開拓を希望する願い書が掲載されている。

その中に貿易事務官瀬脇寿人なる人物が外務卿寺嶋宗典に宛てたものもある。その書に瀬脇寿人は「松嶋一件八既二日本人体之者居住候趣、拙筆日記二委敷記載置候間、尚御一覽可被下候」として「浦潮港日記抄」なるものを添付している。浦潮港はウラジオストック港のことでロシアの港である。瀬脇の目的は鬱陵島の「漁獵ヲ開キ、樹木ヲ伐リ、之ヲ支那ト本港トニ運輸セシメ、国益ヲ計ラン」ということであった。

さて、彼が添付した「浦潮港日記抄」の明治九年十二月十八日の部分に、但馬州の正助なる人物と談笑した折、正助が海上より鬱陵島を見ていたところ、「嶋中ヨリ、一條ノ黒烟高ク登リタレハ、必ス人家アラント想ヘリ。」と語ったことと、自分が見た記録に「二三年前、石州ノ漁夫、柴田太平等七人大風ノ為ニ松島（鬱陵島）ニ瓢（漂）着シ、三年居住シ二人帰リタル日記アリ」を思い出し「サレハ此残留セシ者ノ住家カ、或ハ又朝鮮人ノ来住スルナラン」と記述している。明治9年といえば、地籍編さんのため内務省から竹島（鬱陵島）に関する照会を受けた島根県が「山陰一帯ノ西部ニ貫付（所属）スベキ哉」と回答した年であり、翌年最終判断をもとめられた太政官が鬱陵島と外一島を「本邦関係無之」とした時であるが、その時期鬱陵島に漂着した石見人が居た可能性があることは興味深いことである。

注 「対馬海流」（朝日新聞 1976年1月7日付）

『倭人伝』学生社 1970年

『古代朝日関係史』勁草書房 1980年

「朝鮮後期日本人の朝鮮漂着と送還」『韓日関係史研究』3 1993年

島根県高校教育研究連合会『研究紀要』第13号 1977年

島根県立大田高校『研究紀要』第8号 1980年

世宗7年12月癸巳條

島根県立図書館所蔵

「石見国周布氏の朝鮮通交と偽使問題」『史学研究』第226号 1999年

「朝鮮前期朝日関係の虚像と実像」『年報朝鮮学』第8号 2002年

インタ - 出版 1997年

世宗元年5月甲子條

世宗25年6月戊申條

肅宗22年9月戊寅條

『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書店 1998年

に同じ

島根大学所蔵

米子市立山陰歴史館所蔵

『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』多賀出版 2000年

島根県立図書館所蔵

21 『鳥取藩史』巻6

22 池内敏氏はその論文「竹島渡海と鳥取藩」（『鳥取地域史研究』第1号）

で磯竹弥左衛門は鷺坂弥左衛門のことで「磯竹島は、昔、鷺坂弥左衛門父子渡此島陰居」の史料を紹介されている。

23 『李石門扶桑録』国立国会図書館

- 24 22に同じ
- 25米子市立図書館所蔵
- 26 に同じ
- 27 に同じ